

平成30年4月1日

規程第4号

第1条 この規程は、一般社団法人小郡市スポーツ協会(以下「協会」という。)の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 この表彰は、小郡市におけるスポーツの健全なる普及振興に貢献したものに對して適用し、本市スポーツの振興に資することを目的とする。

第3条 前条に規定する表彰は、下記の各号の一つに該当するものについて小郡市スポーツ協会がこれを行う。

- (1) 本市のスポーツの普及に寄与し、その功績の顕著なるもの。
- (2) スポーツ競技において抜群の成績をあげ、その功績の顕著なるもの。

第4条 前条に定める表彰は、次の各号からこれを推薦するものとする。

- (1) 市スポーツ団体
- (2) 市スポーツ協会

第5条 推薦する団体は、次のことを書類として小郡市スポーツ協会表彰委員会に提出するものとする。

- (1) 推薦母体である団体名及び責任者氏名
- (2) 推薦される者の氏名・住所
- (3) 推薦理由

第6条 小郡市スポーツ協会表彰委員会は、推薦書に基づき審議し、これを決定する。

第7条 小郡市スポーツ協会表彰委員会は、小郡市スポーツ協会会長、副会長及び事務局職員をもって構成する。

第8条 被表彰者には、表彰状及び記念品を贈る。

第9条 表彰は、毎年1回これを行う。

附 則

1 この規程は、昭和62年7月21日から施行する。

2 この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。